

○河北郡市広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

制定 平成19年3月1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 機械、器具、車両その他の物品を借り入れる契約
- (2) 土地、建物及び工作物の維持管理並びに物品の点検及び調整その他の役務の提供を受ける契約

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。